



四季の丹波「コト体験」コンテンツ・ブラッシュアップ等支援事業 実施事業者を募集します



陶芸体験



紙製インテリアづくり体験

旅行ニーズの「モノ消費」から「コト消費」への移行や、マイクロツーリズム、大阪・関西万博を契機としたインバウンド需要を見据え、中小企業者等が実施する丹波の食文化など地域資源を活用した「コト体験」コンテンツのブラッシュアップ等を支援することにより、四季を通じて更なる誘客を図ります。

1 対象事業

以下の全ての要件に該当する事業であること

- (1) 丹波地域への観光誘客促進や大阪・関西万博を契機としたインバウンド需要に向けて、補助対象者が新たに取り組む、丹波の食文化など地域資源を活用した「コト体験」（体験型プログラム）に係る以下に掲げる事業（既存の取組、新規でも単発のイベント実施や情報発信等に係るものは除く。）
 - ① 新たなコンテンツの開発
 - ② 既存コンテンツの規模・内容の拡充、品質の向上・改善
- (2) 体験することを通して販売促進に資するプログラムとするなど、一定程度地域内消費に繋がる事業
- (3) 事業終了後も不特定多数が利用可能で、翌年度以降3年以上継続が見込まれる事業

2 支援内容

(1) 補助対象者

丹波地域に本店又は活動拠点を有し、体験事業を営む中小企業、中小企業団体（事業協同組合等）、小規模事業者、複数の中小企業者等で構成する実行委員会、個人事業

主等（地域団体や農業従事者等を含む）。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- ① 政治、宗教、選挙活動又はこれらの団体の宣伝活動を行う者
- ② 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を行う者
- ③ その他事業の趣旨に適合しないと認められる者

（２）補助金額

１ 補助事業者あたり補助対象経費の 1 / 2 以内で 20 万円を上限(千円未満切捨)

（３）補助対象経費

謝金・旅費、印刷費、需用費、役務費、宣伝費、委託料、使用料、備品購入費、工事費 等

※食糧費、領収書がない等使途が不明な経費、恒常的な運営経費等は補助対象外とします。詳細は、「四季の丹波『コト体験』コンテンツ・ブラッシュアップ等支援事業応募要領」をご確認いただくとともに、下記へお問い合わせください。

３ 補助事業の募集受付期間

令和 7 年 3 月 27 日（木）～ 5 月 30 日（金）

４ 補助金の交付決定

県民局が設置する審査会において、事業の内容や効果等を審査のうえ採択事業を決定し、7 月初旬までに通知及び交付決定の手続を行います。

５ 申請方法等

募集についての詳細や申請書類については、同応募要領をご覧ください。

なお、「丹波県民局ホームページ」から応募要領、申請書類をダウンロードできます。

URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/tnk11/07kototaiken.html>

６ 提出先

兵庫県丹波県民局県民躍動室地域共創課

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 6 8 8

FAX : 0 7 9 5 - 7 2 - 3 0 7 7

E-mail : tambakem@pref.hyogo.lg.jp

（受付時間 9 : 0 0 ～ 1 7 : 3 0、土日祝を除く）

発表者名 (担当者名)		連絡先電話番号
県民躍動室たんば共創参事	宇瀧 広子	0795-73-3788
班長（大丹波連携・観光担当）	芦田 由紀子	